

平成 年 月 日

減 額
利用料金 申請書
免 除

指定管理者 (株)プランニング大分
代表取締役 社長 入不二 茂隆 殿

住 所
団体名
代表者
電 話

印

利用日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
利用施設	1 海洋科学館 2 プール 3 プラネタリウム		
減額(免除)を申請する理由			
利用人員	人		
※ 決 裁 区 分	減 額 (%) ・ 免 除		
※ 利 用 料 金	規 定 額	減 額	減額後の額
※ 決 裁 欄			

※欄は記入しないでください。

利用料金減免取扱要領

大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例第6条第4項及び大分県マリンカルチャーセンター利用規則第4条の規定に基づき、利用料金の減免に関し、下記のとおり取扱うこととする。

記

1 利用料金減免対象施設

- (1) 海洋科学館 (2) プール (3) プラネタリウム

2 利用料金減免対象団体及び対象事由

- (1) 幼稚園、小学校、中学校又はこれらに準ずるものが教育活動の一環として利用するとき。
- (2) 高齢者（60歳以上の者をいう。）が組織する団体がその団体の行事の一環として利用するとき。
- (3) 障がい者が組織する団体がその団体の行事の一環として利用するとき。

3 利用料金の減額又は免除の申請及び決定

- (1) 上記2に該当する団体は、利用料金の減免を受けようとするときは利用料金減額（免除）申請書（第5号様式）を指定管理者へ提出しなければならない。
- (2) 指定管理者は利用料金減額（免除）申請書が提出されたときは、下記の基準に基づき減額又は免除の決定をするとともに、減額又は免除の決定について県へ報告するものとする。

- ・減額基準：20人以下の利用者については、20%の減額（割引）
21人以上の利用者については、40%の減額（割引）
- ・免除基準：原則減額基準により決定するが、申請書提出の際に申請者から免除の申出があった場合、申請者の財政状況等を鑑み、その都度県と協議のうえ決定するものとする。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。